

Nozomi-Planningレポート

令和3年1月号 Vol.169



撮影地 三重県松阪市

「おせち料理」

撮影者 高見 梨恵

●今月のTOPICS●

【労基・人事労務・労務管理】

- ・人事労務管理分野での官公署への届出における押印廃止
- ・法令で定められる非正規労働者の正社員転換措置と運用時の注意点
- ・別居の家族に関する健康保険の被扶養者の要件
- ・経営計画や事業計画の策定・運用状況

【その他情報】

- ・春・夏・冬のはなし Vol.121
- ・今月の書籍紹介
「異端のすすめ ～強みを武器にする生き方～」
- ・1月の税務と労務の手続き
[提出先・納付先]

のぞみプランニングは「人」に関わるエキスパートとして、人事・労務管理のサポートを通じてお客様の成長・発展に寄与し、そこで働く全ての従業員様・ご家族様・お客様の満足度向上を応援する社会保険労務士を中心とした労務コンサルティング会社です。

お客様と共に私たちも成長・発展し、喜びを分かちあい、心を結び合えるよう努めています。

【発行元】 合同会社/社労士法人のぞみプランニング
〒530-001 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F
TEL(06)6377-6177 FAX(050)3488-0145

【企画・編集】 合同会社/社労士法人のぞみプランニング
〒530-001 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F
TEL(06)6377-6177 FAX(050)3488-0145

理念：「共に学び、共に育み、共に分かち合う」

<http://www.nozomiplanning.com/>



労務管理情報

人事労務管理分野での 官公署への届出における押印廃止

現在、官公署等へ届け出る多くの書類は、法令や慣行等により押印が求められています。この押印に関し、原則としてすべての行政手続について、一定の基準に照らして廃止する手続きが順次進められており、人事労務管理分野における書類についても廃止が予定されています。

❑ 1. 労働基準法関係の押印廃止

労働基準法施行規則では、「時間外労働・休日労働に関する協定届」（36協定届）や「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」を始めとし、30近くの様式において会社の押印を求めています。今後、それらの様式等について使用者および労働者の押印欄が削除され、法令上、押印や署名が求められないこととなる予定です。

これに加え、押印が求められる様式のうち、36協定届等の過半数代表者の記載のある様式については、一部で過半数代表者が適切に選任されていない状況を踏まえ、適切な選任かを確認するチェックボックスが様式上に設けられることとなっています。

改正省令は2020年12月に公布され、2021年4月1日に施行される予定です。

❑ 2. 社会保険関係での押印廃止

健康保険や厚生年金保険の手続きでは、すでに押印による届出のほかに、事業主が署名することで押印を省略できることとなってい

ます。今後は、金融機関に対する届出印を押印する必要がある「保険料口座振替納付（変更）申出書」を除き、全面的に押印が廃止される予定です。

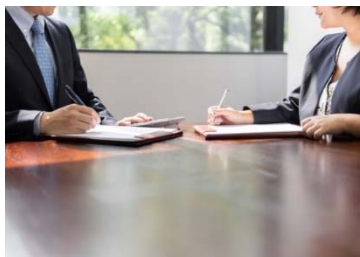
❑ 3. 新型コロナ拡大防止のための 取扱い

2.に加え、日本年金機構では新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）の感染防止の観点から、暫定的に事業主の押印または署名がない届出であっても、当分の間受理するとしています。

協会けんぽにおいても新型コロナの感染防止の観点から、一部の届出においては、事業主の押印や署名を省略できるとしています。ただし、傷病手当金支給申請書や出産手当金支給申請書は、特に慎重に届出の真正性を確認することから、事業主の押印や署名が引き続き求められます。この際、法務局が発行する法人の印鑑証明書や印鑑カードの写しを届出等に添付する場合等については、届出の真正性が確認できるとし、事業主の押印や証明の省略を認めています。

現在、行政手続きで押印が必要なものは全体で1万5千件程度ありますが、このうち99.4%の手続きを廃止（廃止済・廃止決定を含む）し、認め印は全廃される予定です。押印や署名の廃止で書類の迅速なやり取りが期待されます。今後の情報にも注目していきましょう。

※2020年12月11日時点の情報です。



労務管理情報

法令で定められる非正規労働者の正社員転換措置と運用時の注意点

2020年10月に同一労働同一賃金に関する最高裁判決が言い渡されました。その中で、契約社員やパートタイマーから正社員への転換制度が労働契約法20条に定める「その他の事情」として評価されたことから、正社員転換制度への注目が高まっています。そこで今回は、法律で定められる非正規労働者の正社員転換措置と運用時の注意点を確認します。

1. 正社員転換措置

会社が従業員をどのような雇用形態で雇われるかは自由ですが、パートタイム・有期雇用労働法（※）では短時間労働者や有期契約労働者（以下、まとめて「非正規労働者」という）に対し、通常の労働者（正社員）へ転換する措置を設けることを義務づけています。具体的に、以下①～④のいずれかを実施することが必要です。

- ① 正社員を募集する場合、その募集内容を対象者に周知する
- ② 正社員のポストを社内公募する場合、対象者にも応募する機会を与える
- ③ 正社員へ転換するための試験制度を設ける
- ④ その他正社員の転換を推進するための措置を講ずる

2. 転換措置の周知方法

正社員転換措置は、会社が講じている措置の内容を、非正規労働者にあらかじめ周知することが求められます。周知方法としては次のようなものが挙げられます。

- ① 就業規則に記載する
- ② 労働条件通知書に記載する
- ③ 事業所内の掲示板で掲示する
- ④ 社内で資料を回覧する
- ⑤ 社内メールやイントラネットで告知する
- ⑥ 給与明細に資料を同封する

実際に正社員を募集したり、社内公募したりする際の周知は、事業所内での掲示や資料の回覧、人事考課面談時での希望聴取などが考えられます。

3. 運用時の注意点

正社員の採用が新規学卒者のみとなっているような会社では、応募できる人が限定されているため、正社員転換措置を講じているとはいえません。

また、1.の③の措置を設けている場合、正社員への転換や受験する要件として、勤続期間や資格等を設けることがあります。事業所の実態に応じていけば問題ないものの、必要以上に厳しい要件を設けている場合、措置を講じているとは認められない場合もあります。

法律では、正社員転換措置を講ずることが義務であり、結果として正社員へ転換することまでは求めています。しかし同一労働同一賃金の判例から見ると、正社員転換措置があり、実際に正社員に転換されていたことが労働契約法20条等における「その他の事情」として重視されています。このような観点からも正社員転換措置の運用は重要性を増しています。周知のみで応募しにくい環境になっているなど、措置が形骸化していないか確認し、問題があれば改善しましょう。

※中小企業のパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月ですが、それまではパートタイム労働法において、短時間労働者に関し同様に正社員転換措置が求められています。

会話で学ぶ人事労務管理の勘どころ



別居の家族に関する 健康保険の被扶養者の要件

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

母親を健康保険の被扶養者としている従業員が、一人暮らしをすることになりました。母親とは別居になりますが、健康保険の被扶養者のままにできますか？



総務部長



社労士

従業員の直系尊属や配偶者（事実上婚姻関係と同様の人を含む）、子、孫、兄弟姉妹であれば別居であっても被扶養者として認められることになっています。その際、被扶養者となる方が、従業員に生計を維持されている必要があります。

「生計維持されている」というのは、どのような状態でしょうか。



従業員と被扶養者となる方が同居の場合、原則として収入が従業員の収入の半分未満でなければなりません。別居の場合は、収入が従業員からの仕送り額未満でなければなりません。なお、前提として被扶養者の年収額は、130万円未満（60歳以上または障害者の場合は、180万円未満）であることが必要です。



母親の年収を確認したところ、100万円弱の年金収入があるだけとのことでしたので、年収額は問題ありません。さらに、従業員が少なくとも年間100万円の仕送りをする必要があるということですね。



そのとおりです。

ちなみに従業員と母親が同居から別居へと変更になったことで、年金事務所等への届出は必要になるのでしょうか。



同居から別居へ変更になったことに関する届出は不要です。ただし、被扶養者の要件に該当しなくなったのであれば、被扶養者から削除する届出が必要になります。



なるほど。今回の場合、仕送り額の確認をする必要がありますね。ちなみに、仕送り額の証明書は必要ですか。



仕送り額の証明書の届出も不要ですが、新たに被扶養者とするときには、預金通帳等の写し（振込の場合）、現金書留の控えの写し（送金の場合）によって仕送り額が確認されることになります。なお、例年10月頃に実施される協会けんぽの被扶養者資格再確認では、今年度、別居の場合には証明書の提出が求められました（被扶養者が学生の場合を除く）。



いずれにしても仕送りの状況と、仕送り額、そして仕送りの方法を確認しておく必要がありますね。



【ワンポイントアドバイス】

1. 直系尊属や配偶者（事実上婚姻関係と同様の人を含む）、子、孫、兄弟姉妹であれば別居であっても被扶養者となることができる。
2. 別居の場合には、被扶養者となる人の収入が従業員からの仕送り額未満である必要がある。
3. 仕送り額の証明として、預金通帳等の写しや現金書留の控えの写しが用いられる。

※健康保険組合の場合は、健康保険組合にお尋ねください。





経営計画や事業計画の 策定・運用状況

新年から新年度を迎えるまでの時期に、経営計画を策定する企業も多いのではないのでしょうか。ここでは2020年10月に公開された報告書※から、中小企業の経営計画や事業計画の策定・運用状況に関するデータをみていきます。

□ 計画を策定している割合は57.3%

上記報告書によると、経営計画または事業計画（以下、計画）を策定していると回答した中小企業の割合は57.3%で、回答企業の半数以上が計画を策定しています。

計画を策定していない42.7%の中小企業にその理由を聞いた結果をまとめると、下表のとおりです。

計画を策定していない理由として最も当てはまるもの（%）

策定する必要性を感じていないから	34.3
策定する人員やノウハウがないから	32.0
策定する時間がないから	14.1
適切な社外の相談相手がないから	8.0
その他	11.7

経済産業省「令和元年度中小企業支援機関の在り方に関する調査に係る委託事業報告書」より作成

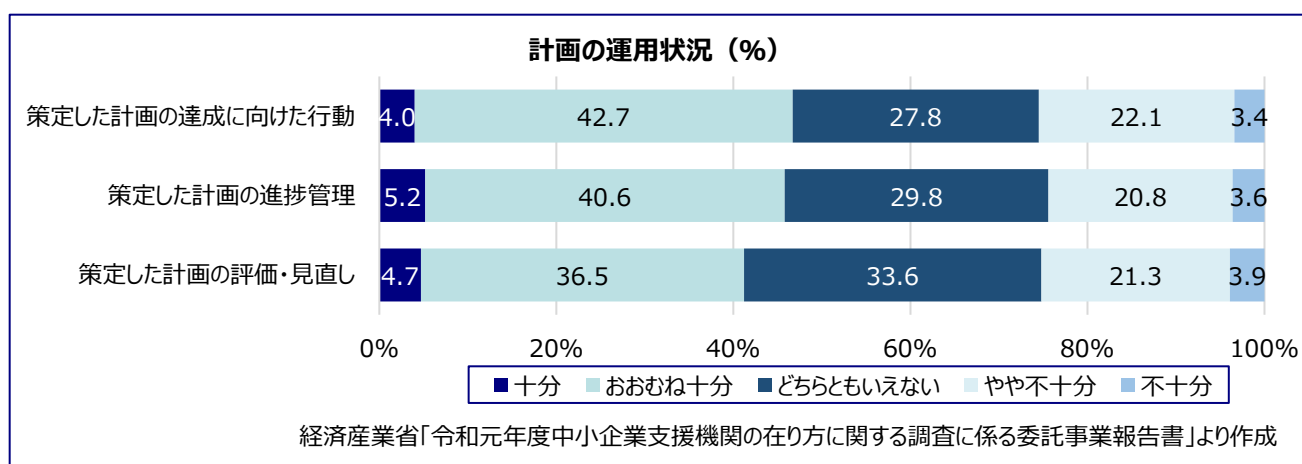
策定する必要性を感じていない割合が34.3%で最も高くなりました。

□ 計画の運用状況は

次に、計画を策定している中小企業における計画の運用状況をまとめると、下グラフのとおりです。

策定した計画の達成に向けた行動では、十分とする割合（十分とおおむね十分の合計、以下同じ）は46.7%、策定した計画の進捗管理では十分とする割合は45.8%と、どちらも50%には届きません。策定した計画の評価・見直しについては、十分とする割合は41.2%とさらに低い状況です。策定した計画の実行やその管理など、いわゆるPDCAサイクルを回していくことの難しさが、結果に表れているようです。

企業の成長には経営計画の策定、実行が欠かせません。計画を確実に実行し管理できる仕組みを作ることが重要です。



※経済産業省「令和元年度中小企業支援機関の在り方に関する調査に係る委託事業報告書」

一定の条件に基づいて抽出した全国の中小企業23,000社を対象に、2019年11～12月に行われた調査（回収率19.3%）です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000342.pdf



Vol.121

八崎さんの

春・夏・冬のはなし



ー私の横顔ー

“跳梁^{ちょうりょう}するコロナウィルスの前に…”で書き始めた先月の本欄であったが、未だ終息の気配すら見せず、今回も同意語だが更に憎しみを込めて、“跋扈^{はつこ}するコロナウィルスの前に” GoTo は急停止、できるだけ外出は自粛の“できるだけ”は消去され、その為私は無情にも家に籠^{こも}る日が続き、家内からは毎日のように部屋の整理を督促されている歳末である。

そんなある日、私の退屈しのぎと知ってか近くに住む娘がやってきた。そして「お父さんのことが一杯載っているのを知っている？」と大きなタブレットを目の前に差し出した。「タブレットとは？」初めて聞く名前、尋ねられたら私は“錠剤”としか答えられない代物である。とにかく画面を見て驚いた。それは、ライオンズクラブの例会で私が“マズローの欲求5段階説”について説明しているところである。昨年のある研修会で配布された資料の中で書かれている言葉であったが、講師からそれについて何の説明も無かった為、出席していた同僚は恐らく初めて聞く言葉だろうと思って、40年以上も昔によく企業研修で使われていた古典的な用語の説明をしていたのだ。それが今頃どうして最新の器具の中に？

娘がまだまだ出てくるよ、というので彼女が読み役、私は大筋を速記することにした。

7月に茨木市長と面談しているかと思うと、次の画面は会社に勤めていた頃に全国的に風靡していた“小集団活動”についてその“進め方と定着化について”話しているところである。全ては題目だけで詳しい内容には触れていないのだが、とにかく年月と、記載されている媒体はバラバラである。

COML(コムル：認定 NPO 法人ささえあい医療人権センター)に名が載っていたのは、“子どものいのちとからだの 10 カ条”の発売に当って、そのキャンペーンにカンパした人達の名が連記された中の1人で、私自身とくに忘れていたことだった。そのコムルについては、本欄 No. 6(平成 23 年 6 月号)に詳しく紹介したことがあった。

驚く名前も出てきた。約半世紀前大阪のキタ新地に、バニーガールの店として名を馳せたエスカイアクラブに、10 数名の名前と一緒に私の名も。恐らく 30 年長期会員ということだろう。つい 1 年前、京都薬大の京薬会誌に“日中薬業会の架け橋”として活躍した盧蕙蘭さんのことを書いたが早くもそれが画面に。誰が報告したのか、ご苦労なことだと思うばかりだ。(本欄でも少し紹介したが)

娘とのやりとりは 30 分も続いた。その後もう一度チェックしたい箇所があり、後日改めてタブレットを借りて検索したのだが、ここで奇妙なことが起こった。

前回見たこともない画面が出てきたのだ。そして調べたいと思った肝心の画面は、姿を消したままいくら操作を繰り返しても出てこないのだ。丁度 10 年前、先述のコムルの記事の 1 ヶ月前、No. 5 の“同窓会余話”で薬膳料理を食した模様を書いたのだが、その時の出席者の名前が 100 人近く画面に次々と現れ、次に大阪城をバックにして、ホテルの屋上で撮った集合写真までもが出てきたのだ。私が世話役をしていた為に、私の名前の調査で“同窓会”が出てくるとは？

そしてもう一度見たいと思った記事は何度指を動かしても遂に出てこないまま、代わりに次の様な説明文が現れた。

“著作権が保護期間中で、著作権の確認が済んでいない為公開できません。希望の場合は国立国会図書館へ来館して下さい…。“こんな主旨の文章が何を意味しているのか。著作権など全く関係のないプライベートな事柄ばかりだと思うのだが。

私がもう一度見たいと思った記事は、45 年昔の労働組合に関する事象だった。

筆者紹介：八崎輝義 日本チバガイギー社(現ノバルティスファーマ)教育研修課長、取締役人事統括部長、京都薬科大学常任理事、現京薬会相談役。著書“今知っておきたいエイズ”、“京薬会の 120 年の軌跡”等執筆。



今月の書籍紹介～一押しの一冊をご紹介します～



『異端のすすめ ～強みを武器にする生き方～』

著者：橋下 徹

（発行所 SB 新書 830 円＋税）

今回ご紹介するのは、2015 年に政界を引退するまで「政界の異端児」と称され、大阪府知事、大阪市長、そして日本維新の会代表を歴任され、現在は弁護士として、また情報番組のコメンテーターとして活躍されている 橋下徹氏 の著書です。

本書は、特に若い世代に向けて、決して後悔しない生き方の極意が、橋本氏の成功事例とともに分かりやすい言葉で熱く語られています。

私はそれほど若くはありませんが、オジサンにも充分心に響くようなキーワードが多く、大変勉強になりました。

その一部をご紹介します。

「すべての仕事は『表裏一体性』で考えなくてははいけません。例えば『自由』と『責任』、『権利』と『義務』など、いずれも表裏一体のものです。何かを得るためには、必ず背負うべき『責任』『義務』がある」

「いかにして『自分にしかない強み』を武器にして、突き抜けた存在になるか。また、その方法として、強みは決して 1 つだけではなく『複数の強み』を『掛け算』する、つまり自分が持つカードを増やすことで、より突き抜けた強みとなる」

「自身の強みをウリにしようとするなら、他を圧倒しなければなりません。周囲が『1』ぐらいのレベルしかやらないことを『10,000』ぐらいやって、ようやく周囲には『5』ぐらいと評価される。それぐらいの感覚でやらなければ、周囲はそれをウリだと評価してくれない」

などなど、当たり前のことですが実際にはなかなかハードルが高くてできないことを、橋本節で一刀両断してくれます。

読んでいて、とてもスッキリとした感覚になれる本です。（←私だけかもしれませんが…）

一冊税込み 913 円と安く、ボリューム的にも一気に読み切れる本です。
ぜひご一読ください。

（執筆 福井 啓人）



<1月の税務と労務の手続[提出・納付先]>

12月

○源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額の納付

[郵便局または銀行]

※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和2年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

2月1日

○法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]

○給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]

○固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]

○個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]

○労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

○労働保険料納付<延納第3期分>

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

○固定資産税に係る住宅用地の申告 [市区町村]

本年最初の給料の支払いを受ける日の前日まで

○給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)]

○本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

～ちょっとブレイク～



おせち料理の由来

平安時代、宮中で元旦や五節供などの大切な節日を祝うため、神様にお供えした食べものを「御節供(おせちく)」といいました。「節句(節供・季節の節目に神様にお供するという意味)の一番始めに食べる料理として、今ではお正月の料理を「おせち料理」と呼ぶようになったそうです。もともとは収穫物の報告や感謝の意をこめ、その土地でとれたものをお供えしていましたが、暮らしや食文化が豊かになるに従って山海の幸を盛り込んだご馳走となり、現在のおせちの原型ができました。

写真は数年前に作ったものです。母や姉に手伝ってもらって数日かけて完成しました。今年は家にいる時間が長いのでおせち作りを復活し、五感を大切にしながらアレンジして作ってみます。」

撮影者 高見 梨恵

当事務所より一言

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年は新型コロナの影響により大変な一年でした。今まで当たり前だったことができなくなり、仕事の仕方や生活スタイルが一変しました。お客様と対面でお会いする機会が減少し、Zoom等WEBでの会議が当たり前となりました。研修講師として登壇する機会をいただいたときも、受講生は全員リモートということで、時間場所を選ばず、いつでもどこでも参加できる新たな形態が生まれました。弊社内でもテレワークを導入し、自宅でも就労可能な形態をとることで、働きやすい環境づくりの推進ができました。コロナがなかったら・・・とふと想像したとき、ここまで物事は進んでいなかったであろうなという思いと、もう後戻りはしないだろうなという思いが交錯します。ただ、デジタル化が進み続けて一見便利になるからこそ、「わざわざ」「直接」「対面」といった不便なようでアナログ的なことが「貴重」だと思えてくる価値観を再認識するのではと感じます。人と人とのつながり・ぬくもりを大切にしたいものです。

今月も手軽に最新情報をお読み頂けるのぞみプランニングレポートをお届けします。

弊社は、事業主の皆様の労務管理・人事管理のお役に立てるよう日々、東へ西へと奔走しております。「誠実・迅速・熱意」をモットーに、お声がかかればどこにでも参ります。「労働トラブル相談」「就業規則作成」「人事制度の策定」「組織活性化支援」「社会保険・給与計算」等、お気軽にご相談ください。

今月ものぞみプランニングレポートをお届けできることを嬉しく思います。皆様との「出会い」「ご縁」「絆」に心より感謝申し上げます。

b y 工藤 英二

